

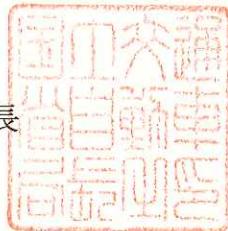


別紙3

国自安第243号の2
国自旅第371号の2
国自整第351号の2
平成29年3月14日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



(別添)

国自安第243号

国自旅第371号

国自整第351号

平成29年3月14日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

	新	旧
	国自安第157号 国自旅整第220号 平成28年1月18日 一部改正 一部改正 平成29年3月14日	国自安第157号 国自旅整第220号 平成28年1月18日 一部改正 平成29年1月13日

各地方運輸局長 殿 殿
沖縄総合事務局長 殿 殿

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従つて行うこととされたい。

1. ~ 3. (略)

1. ~ 3. (略)

4. 事業の停止処分
 (1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなつた場合（5. (1) 又は5. (2) に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対

4. 事業の停止処分
 (1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなつた場合（5. (1) 又は5. (2) に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対

して行うものとする。
なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合 (5. (1) ③に該当する場合を除く。)

イ～ニ (略)

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項まで
の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ヘル (略)

③ (略)

(2)～(11) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなる場合 ((2) に該当する場合を除く。) 行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行えるものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合

(2)・(3) (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月14日 国自安第243号、国自旅第371号、国自整第351号)
この通達は、平成29年3月21日から施行する。

して行うものとする。
なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合 (5. (1) ③に該当する場合を除く。)

イ～ニ (略)

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施しない場合

ヘル (略)

③ (略)

(2)～(11) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなる場合 ((2) に該当する場合を除く。) 行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行えることができるものとする。

①～⑥ (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月14日 国自安第243号、国自旅第371号、国自整第351号)
この通達は、平成29年3月21日から施行する。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準
新旧対照表(案)

卷之三